

令和2年2月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年2月10日(月) 午後2時00分 開会
2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室
3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について (所有権移転)

議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について (利用権貸借)

議案第7号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について (除外)

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

4. 会議に出席した委員 (22名)

1番	永利 春雄	2番	寺崎 廣喜
3番	田籠 富子 (欠席)	4番	山下 芳文
5番	山田 憲二	6番	永利 昇
7番	大中 久敏	8番	野田 敏之
9番	山田 武二	10番	佐藤 英昭
11番	白木 治	12番	廣田 一郎
13番	米倉 一雄	14番	中原 孝司
15番	藤井 豊志	16番	柳 文子
17番	天本 徹	18番	田籠 新
19番	白木 隆弘	20番	井手 浩
21番	久光 壽子	22番	草場 小夜子
23番	伊藤 武則		

5. 会議に出席した事務局職員 (3名)

○会長 定例総会の開催にあたり、一言、ごあいさつ申し上げます。

暦の上では「立春」となっておりますが、まだまだ寒さも厳しいところ
です。

また、新型コロナウイルスの感染拡大が話題となっており、インフルエ
ンザともども、ご注意いただければと思います。どうぞ、皆さん、お体
にお気を付けてください。

そのような中、本総会にご参集いただきましてありがとうございます。

本日は、議案7件、報告事項2件でございますが、委員各位の慎重な審
議をお願い申し上げます。

なお、本日は総会終了後、関係団体との合同で人権・同和問題研修会を
予定しておりますので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は、22名で委員定足数に達しております。

なお、田籠 富子 委員より欠席届が出ています。

よって、令和2年2月、小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたし  
ましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本  
会議での十分なるご審議方よろしく願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、18番 田籠 新 委員、19番 白木 隆弘  
委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審議]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、1件を議
題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理
由のご説明を申し上げます。

番号1は、3条の有償移転で売買となっております。農地の所在に

つきましては、津古地内の畑1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は農業廃止のため、譲受人は経営規模拡大のために売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第2分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては、許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 議案書の2ページをお願いします。それでは、農地法第4条第1

項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。

番号1は小板井地内の田1筆です。農業用倉庫の建設のため、転用の許可申請があったものです。

(位置図で場所、計画概要の説明)

当該申請地は、甘木鉄道大板井駅から概ね500メートル以内のライン上にあることから、第2種農地に分類されます。

また、転用目的である農業用倉庫の建設のための転用になりますので、第2種農地の例外規定にも該当します。

よって、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

す。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第3分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号については原案のとおり許可相当とし、意見書を付し県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、2件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の3ページをお願いします。議案第3号、農地

法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明します。

番号1は、上岩田地内の田1筆です。番号2は、上岩田地内の田2筆です。番号1及び番号2は、露天資材置場として使用するために、転用申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

甘木鉄道松崎駅から600メートル以内の区域の一部に、番号1の申請地があります。こちらについては、位置図の方にも記載しておりますように、鉄道の駅から概ね500メートルを取ったとき、宅地化率が40パーセントを超える場合は、最大1キロメートルまで延伸をすることができますが、松崎駅については、600メートルまで延伸したところが宅地化率40パーセント取り切れるということで、松崎駅については600メートルまでは第2種農地の判断が出来ることとなります。

従いまして、申請地(番号1)は第2種農地に分類しているところです。

残り2筆、番号2は位置図に有りますように、第1種農地、土地改良事業の施行に係る区域内になっておりますので、第1種農地判断になっております。

また、次の議案第4号でも説明をさせていただきますが、今回の申請地の北側は、令和元年11月の定例総会で審査、ご承認をいただき、県より許可を受けた露天資材置場となっております。

今回の申請地については、用排水については、給水は不要ですし、雨水は南側の石原川沿いに3か所、北側の既設水路側に1か所の沈殿槽を設ける計画になっておりまして、そこを介して水路及び石原川に排水する計画になっております。また、汚水・雑排水は発生しません。水路関係についても、水利承諾書が添付されております。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われれます。

なお、番号1及び番号2は、先月開催しました地区会議に於いても、了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたし

ます。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第3分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、2件を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをお願いします。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1及び番号2をご覧ください。

議案第3号でも説明しましたように、令和元年11月の総会において審査、ご承認をいただき、11月に県より許可を受けた露天資材置場になります。

許可後、先ほど議案第3号で説明しました申請地の南側の農地の所有権移転について、同意が取れたということで、規模の拡張をするため、今回、譲受人より事業計画の変更申請が上がっているところです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は、位置図の中に許可済みとなっているところです。

ここが、番号1、番号2の2筆になっております。当初は許可済みの2筆だけでしたが、南側の申請地の追加ということで、当初許可を受け

た2筆を通過して、南側の広い申請地に入って、一体で露天資材置場として利用する計画となっています。

また、位置図では分かりづらいですが、許可済みの部分と新しい申請地の間にコルゲート管が図面上入っているところですが、その部分は既存水路があったところをコルゲート管というものを埋設し、その上を土砂で盛り土をしたうえで、通路として利用する計画となっております。

なお、水路関係については、水利承諾書が添付されております。

これらのことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われま

す。なお、先月開催しました地区会議においても、了承いただいております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、第3分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

○議長 賛成多数ですので、議案第4号は、原案どおり許可相当とし、意見書をつけ、県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転2件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の5ページをお願いします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、所有権移転について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は、農地の所在が下西鯨坂地内の田1筆、畑1筆の合計2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買い入れされるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、番号2は、農地の所在が下岩田地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買い入れされるものです。

(位置図で場所の説明)

なお、譲受予定者は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第1分科会にお願いしておりましたので、第1分科会長よりご報告をお願いします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転2件について、第1分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願ひいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり承認いたします。

○議長 続きまして、議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借3件を議題といたします。
事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは議案書の6ページをご覧ください。
議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、利用権貸借3件について、提案理由のご説明をいたします。

本来、利用権設定につきましては、3月受付で6月15日から、9月受付で11月15日からとなっておりますが、今回の3件の案件につきましては、補助事業採択の要件である面積を確保するため、今回の2月総会にて利用権を設定するものとなっております。

番号1は、干潟地内の畑4筆です。
(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、期間・賃借料の説明)

続きまして、番号2は、干潟地内の田6筆、吹上地内の畑3筆、合計9筆です。
(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、期間・賃借料の説明)

番号3は、干潟地内の畑1筆です。
(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、期間・賃借料の説明)

(位置図で各場所の説明)

なお、利用権の移転を受ける者は、農業経営基盤強化推進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会にお願いしておりましたので、第1分科会長よりご報告をお願いします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借3件につきまして、第1分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願ひいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第6号は原案どおり承認いたします。

○議長 続きまして、議案第7号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、除外1件を議案といたします。

それでは、事務局より補足説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の8ページをご覧ください。

議案第7号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、除外1件について、提案理由の説明をいたします。

まず、経緯を申し上げますと、農振除外に係る計画変更が小郡市に提出され、これを受けて市から意見を求められているものです。

番号1は、大板井地内の農振農用地区内の田1筆です。

(申請地、所有者・転用事業者の説明)

変更の理由といたしましては、重機を含む資材置場を設置するため、小郡市農業振興地域整備計画の変更申請が小郡市に提出されたものです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は、農振除外後にあっても、概ね10ヘクタール以上の規

模の一団の農地の区域内にある農地として、第1種農地に該当しますが、同一地内にある事業用地拡張のため、除外の申請がなされるところです。

(位置図で申請の計画の説明)

申請地の北側及び南側の土地を含めたところで、併せて利用していくところで計画されております。

排水につきましては、雨水は申請地の東側にある三面側溝に放流することとなっております、こちらについては、地区の同意を得てあります。

汚水雑排水については、非放出となっております。

また、申請地については、周辺の突出部であり、東側の農地から3メートル程度高くなっております。

被害防除対策については、東側農地に対して、既存の擁壁から1.5メートルの緩衝地を設けることとなっております。

従いまして、隣接する農地に対する影響はないものと思われま

す。除外の許可が下りた段階で、既存施設の拡張として、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないことから、第1種農地の例外規定に該当しますので、転用可能となります。よって、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

す。以上で説明を終わらせて頂きます。

○議長 事務局からの補足説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会にお願いしておりましたので、第1分科会長から審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第7号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、除外1件につきましては、第1分科会で慎重に審査した結果、同意するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願

いいたします。○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。本案件について、原案通り同意することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第7号は原案どおり承認し、意見書をつけて、市に報告いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項にはいります。  
報告事項2件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の9ページをご覧ください。  
報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出3件につきまして報告いたします。  
番号1は、借手の都合による合意解約です。

9ページから10ページの番号2は、借手の都合による合意解約です。  
10ページの番号3は、貸手の都合による合意解約です。  
詳細につきましては、議案書記載のとおりでございます。

続きまして、議案書の11ページをご覧ください。  
報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の転用届出について、4件の報告をいたします。  
番号1は、大保地内の登記簿地目が田の3筆です。  
転用目的は、建売住宅建設のために、届出が提出されたものです。

番号2は、小板井地内の畑1筆です。  
転用目的は、一般個人住宅建設のために、届出が提出されたものです。

番号3は、三沢地内の登記簿地目が畑の1筆です。  
転用目的は、露天駐車場とするために、届出が提出されたものです。

番号4は、小板井地内の登記地目が田1筆です。  
転用目的は、宅地分譲のために、届出が提出されたものです。

なお、詳細については記載の通りであり、説明を割愛させていただきます。  
以上でございます。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項2件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和2年2月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

令和2年2月10日(月) 午後 2時42分閉会